

平成27年12月25日

平成27年 第12回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成27年第12回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成27年12月25日（金曜日）午後2時00分～午後2時54分
2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室
3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）
2番 武石修一郎
3番 岩田圭子
4番 藤宮志津子
5番 真如昌美（教育長）
4. 欠席委員 なし
5. 説明職員
学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 小俣学
学校教育部
参事兼
指導室長 岡田博史 学校教育課長 岩本尚史
建築課長兼
教育施設担当 中橋健 給食課長 梶川義夫
副参事
統括指導主事 小板橋悦子 社会教育課長 村上敏彰
中央公民館長 尾又恵子 中央図書館長 関田実千代
指導主事 小野隆一 指導主事 樫山雄三
6. 書 記
主 事 中野庸平

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第10号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第35号議案 東大和市特別支援教室実施方針（案）について

第5 第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について

第6 第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成27年第12回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、武石委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成27年11月26日から平成27年12月21日までの諸務報告であります。

11月26日、木曜日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

11月30日、月曜日、第5回不登校・中途退学対策検討委員会小・中学校部会に出席し、あわせて第10回東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議に出席をいたしました。

12月1日から12月15日まで、平成27年第4回東大和市議会定例会に出席をいたしました。

12月2日、水曜日、給食試食会に出席をいたしました。

12月5日、土曜日、平成27年度中学校駅伝大会東大和市結団式に出席をいたしました。この日は、早朝、都立東大和高校の陸上部の担当教諭、それから市内中学校陸上部担当教諭の指導のもと、東大和南公園のトラックを使いまして、高校生の協力を得ながら中学生が2月7日の東京都中学生駅伝大会に向けて練習をしたものであります。

12月10日、木曜日、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループに出席をいたしました。

ごめんなさい。ちょっと飛びました。

12月6日、日曜日、第50回東大和市ロードレース大会に出席をいたしました。

12月10日、木曜日、今申し上げました文科省の会議に出席をいたしました。

12月16日、水曜日、贈呈式と書いてありますけれども、これは読売新聞の販売店の皆さま方が、こつこつとためてくださっていたお金を、子どもたちのために何か使いたいということで申し出がありまして、ありがたくそれを受けたものでありまして、市立の全10校の小学校に関連書籍を寄附いたしました。内容は、オリンピック関係の本をとということでしたので、さまざまなオリンピックの本から選ばせていただきまして、7タイトル、10セット、計70冊を選んで各学校にお届けをいたしました。1校に大体7冊というように、用意いたしました。

12月19日、土曜日、MOAの表彰式に出席し、その後、青少年対策地区委員会第3・第5・第6地区合同クリスマスコンサートに出席をいたしました。市長と一緒にあります。その後、夜、第四小学校のおやじの会が主催するキャンドルナイトとミニコンサートに出席をいたしました。

12月21日、月曜日、東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議に出席をいたしました。昨年10月から続いていたこの会議ですけれども、第11回をもって最終提言をまとめて、会そのものを終了いたしました。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第10号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第10号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第10号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）であります。

一般会計補正予算（第5号）は、第4回市議会定例会に第78号議案として提出され、12月1日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付すことができず、平成27年11月27日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成27年度東大和市一般会計補正予算（第5号）のうち、学校教育に関する概要につきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金は887万8,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は790万円の増額であります。

2ページをご覧ください。

公立小学校特別支援教室設置条件整備費補助金も同額であります。平成28年度から小学校全校におきまして、特別支援教室を設置するに当たり、物品購入費や簡易な工事相当経費の補助金を活用するものであります。

続きまして、歳出でございますが、3ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は7,000円の増額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

事業番号10、教職員人事・給与事務費も同額であります。1節報酬は、10月から実施された報酬の引き上げに伴い、予算の不足が見込まれるため増額するものであります。

2項小学校費、3目特別支援学級費は790万円の増額であります。

事業番号2、通級指導学級事業費も同額であります。東大和市におきまして、平成28年度から小学校全校において特別支援教室を設置するに当たり、教室環境や教材等を整理するものであります。11節需用費は消耗品費増額300万円、18節

備品購入費は初度調弁備品購入費490万円でございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は97万8,000円の増額であります。内容でございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、市区町村がスポーツ振興、地域活性化、機運醸成等の事業を行う場合、東京都が財政的な助成を行うものでございます。その助成を活用し、社会教育課でレベルアップ事業を1件、実施することといたしましたので、その実施に伴う歳入でございます。詳細につきましては、後ほど歳出の中でご説明をいたします。

歳入は、この1件でございます。

次に、歳出でございます。

5 ページをお開きいただきたいと存じます。

10款教育費、4項社会教育費は760万4,000円の減額であります。

その下、2目公民館費は5万9,000円の増額であります。

右のページの説明欄になりますが、事業番号3、狭山公民館事業費、11節、修繕料は同額の5万9,000円であります。内容でございますが、狭山公民館の施設内におけるドアの開閉に不具合が生じておりまして、火災時に防火ドアの役目を果たさない可能性がありますことから、修繕をするものでございます。

続きまして、5項保健体育費は1,729万5,000円の増額であります。

その下、1目保健体育総務費は25万9,000円の増額であります。

右のページの説明欄、事業番号3、スポーツ振興事業費は35万5,000円の増額であります。これは先ほど歳入で触れましたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、市区町村がスポーツ振興、地域活性化、機運醸成等の事業を行う場合、東京都が財政的な助成を行うということになりました。そのため、社会教育課のほうで既存事業のレベルアップを1件、実施することといたしました。

内容でございますが、来年3月に予定をしております第26回多摩湖駅伝大会の実施の際に、オリンピック代表マラソンランナーの所属するチームのメンバーを招待し、参加する選手と一緒に走ってもらうことで、大会の知名度の向上、参加チームの増加、アスリートへの憧れや感動をもたらす等を期待するものであります。

内訳でございますが、11節需用費4,000円は、スタートピストルの購入でございます。12節、④手数料20万円は、招待選手6人分の派遣手数料。8ページになりますが、13節委託料6万7,000円につきましては、会場設営委託料の増。そして、14節使用料及び賃借料8万4,000円につきましては、招待選手が前泊するための宿泊施設使用料でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第10号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第10号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第35号議案 東大和市特別支援教室実施方針(案)について

○鈴木委員長 日程第4、第35号議案 東大和市特別支援教室実施方針(案)について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第35号議案 東大和市特別支援教室実施方針(案)についてにつきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

東京都では、平成28年度から平成30年度までの間に、全ての小学校に特別支援教室を設置し、1人でも多くの児童が在籍でき、きめ細かい支援を受けられるように、児童が通級する方式から教員が巡回する方式に変更いたします。

市では、これを受けまして、平成28年度から市内の全小学校で実施するための準備を進め、ここで方針案がまとまりましたことから提案し、ご審議いただくものであります。

方針案の策定に当たりましては、検討委員会を立ち上げ、利用児童の特性や指導上の必要性を考慮しながら、検討委員会で整理した課題を文書化いたしました。

詳細につきましては、学校教育部長からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、この方針案の構成でございますが、第1の目的から始まる5つの項目で構成しております。

1 ページ目の第1の目的では、特別支援教室導入における期待する効果を挙げております。児童・保護者の負担の軽減、在籍学級担任と巡回指導教員のさらなる連携強化がポイントと考えております。

第2の実施時期及び実施範囲は、平成28年4月から、市内全小学校を対象としております。

第3の特別支援教室の指導体制では、対象児童、巡回指導におけるグループ編制や新たに設置される職の役割などについて整理をしたものであります。対象児童は、これまでの通級指導学級利用児童と同様でございます。

恐れ入ります。5ページをお開きください。

別表1にありますように、現在の通級指導学級設置校を拠点校と位置づけました。巡回指導教員を配置し、隣接する学校を一つのグループとして、巡回指導教員がグループ内の学校を巡回いたします。

その下の別表2にありますように、児童に対する支援のレベルが3であると判断した児童を対象としております。

2ページにお戻りください。

4の拠点校への通学ですが、特別支援教室の利用は、原則、在籍学校での指導を想定しております。ただし、利用する児童の特性や指導上の必要性から、総合的に判断いたしまして、当該児童の属するグループの拠点校へ通学し、指導を受けられる仕組みを制度として位置づけたものであります。

5の新たに設置される職及びその役割ですが、(2)臨床発達心理士、(3)特別支援教室専門員は、特別支援教室が円滑に運営できるように、東京都が設置する非常勤の職員であります。

第4の特別支援教室の利用にあたってでございますが、特別支援教育の観点に立ち、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童を各学校でどのように把握し、特別支援教室の利用につなげるかのポイントや、その流れを順番に整理したものであります。

4ページをお開きください。

第5の巡回指導教員の服務・校務分掌・業績評価・学校行事では、現在、東京都から示されている情報をもとに方針を定めたものであります。今後も東京都の通知や動向を注視しながら、具体的な取り扱いにつきましては教育委員会で決定し、学校長に通知するものであります。

内容の説明につきましては以上でございますが、本日の教育委員会の定例会で方針案が承認されましたときをもって、案をとることとしたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第35号議案 東大和市特別支援教室実施方針(案)について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第35号議案 東大和市特別支援教室実施方針(案)について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について

○鈴木委員長 日程第5、第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成27年7月、東大和市と東大和市教育委員会が一体となった教育行政の推進を目指し、東大和市長により、東大和市の教育に関する大綱が策定されました。本件は、東大和市の教育に関する大綱に沿って、東大和市教育委員会の教育目標の達成に向け、総合的に教育施策を推進するために基本方針を定めるものであります。

また、平成28年度の主要施策は、東大和市教育委員会の基本方針及び東大和市学校教育振興基本計画の施策の方向性に基づき、東大和市教育委員会が重点的に取り組む施策を示したものであります。

具体的な内容につきましては、指導室長から説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、ご説明をいたします。

初めに、東大和市教育委員会の教育目標につきましては、平成27年度と同様でございまして変更ございません。

東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策につきましては、教育委員の皆さまよりいただきましたご意見を踏まえまして、今年度からの変更箇所は下線を引いてお示ししてございます。

それでは、主な変更箇所を説明いたします。

1 ページをお開きください。

基本方針につきましては、ただいま教育長のほうから説明もありましたとおり、東大和市の教育に関する大綱が策定されましたので、全文にその大綱に沿って教育行政を推進するという文言を追記してございます。

また、基本方針4、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進の中で、市民の教育参加については積極的にという文言を入れました。

2ページをお開きください。

東大和市教育委員会主要施策、基本方針1の中では、(1)人権教育の推進で、人権課題の文言に、現在、社会的にも人権問題として取り上げられております「性同一性障害者」という文言を追記しました。

また、(4)不登校等への対策では、今年度から指導室に配置しておりますスクールソーシャルワーカーの活用についても明記しました。

3ページをお開きください。

基本方針2の中では、(1)学力向上で、今年度から配置しておりますティーム・ティーチャーや学習支援員を追記し、文言を整理いたしました。

4ページをお開きください。

(3)小中一貫教育の推進では、小中一貫教育の考え方が学校や保護者にも定着しているところで、さらに共通した指導の徹底を図るということや、一斉の学校公開の実施ということを追加しました。

また、(4)読書教育の推進では、具体的な取組例を示しました。

(6)特色ある教育活動の拡充では、今年度から実施しております東大和市小学生科学展について追記しております。

5ページをお開きください。

(7)に新たに「オリンピック・パラリンピック教育の推進」という項を起こしました。来年度から東京都の公立学校全校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校に指定されることから設けたものでございます。

また、(10)特別支援教育の推進では、来年度から小学校全校に設置される特別支援教室について文言を追加、整理いたしました。

5ページから6ページをお開きください。

基本方針3の中では、(1)生涯学習の推進で、新たに第三次東大和市生涯学習推進計画の策定について追記しております。

また、（４）郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備で、新たに旧日立航空機株式会社変電所の整備について追記しております。

（５）スポーツの振興では、新たに地方スポーツ推進計画について追記しております。

７ページをお開きください。

基本方針４の中では、（３）教員研修の充実で、平成28年度から先行実施ができる特別の教科道徳について追記しております。

また、（６）学校施設等の整備で、東大和市実施計画に沿いまして、新学校給食センター、校舎の非構造部材の耐震化、特別教室の冷房化、トイレ清掃等につきまして文言を追加整理しております。

（７）教育環境の整備では、本年度から導入されました校務ネットワーク・システムについて追記しております。

８ページをお開きください。

（９）安全対策の推進で、小学校の通学路における防犯カメラの計画的な設置について追記しております。

以上、今年度からの主な変更箇所につきまして説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 では、私のほうから２点、お願いします。

１点は、２ページの性同一性障害者について、追記していただいていた良かったと思いますが、現在、在校生の中に性同一性障害ではないのかなと思われるような例があるのか、あるいは保護者から、うちの子もはこういう子ですからというご相談を受けているような、そういう例はありますか。

指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 一般的には、性同一性障害について、ちょっと数字が今手元にはございませんけれども、クラスの中に何人かいるかもしれないというようなデータ等は示されておりますが、現在、市内の中で、各クラスでこ

ういう子がいてというような相談等は、具体的に話はございません。しかしながら、データを見ますと、可能性としてなくはないというような状況はあるのかなというふうに思っております。性同一性障害者に限らず、性的少数者と言われるセクシュアルマイノリティーというようなところでは、人口の5%程度が該当して、そのネット調査では7.6%というような数値が出ております。13人に1人の割合というようなことで、数値が今、分かれましたがけれども、クラスに2から3人ぐらいの割合というような形になります。しかしながら、具体的に市内の中での相談とか、対応しているというようなケースについては、現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

個別にそのような子どもさんがあらわれた場合に、指導面でいろいろあると思えますけれども、一般的にそういう子どもも数字の上ではいると考えられるので、こういうことについて配慮をした教育活動をしなければならないと、そういう必要性がだんだん高まってきていると思えます。そういう点についても、学校はもちろんですけども、指導室も機会を見つけて、さまざまな対応についての配慮事項についての研修を計画していく必要はあると思えます。それで、そういう点のご配慮をお願いしたいというのが、発言の趣旨であります。

指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 ありがとうございます。

この性的少数者、性的マイノリティーのことにつきましては、性同一性障害だけではなくて、さまざま人権の関連からしても配慮すべきことたくさんあるかと思えます。例えば水泳の授業であったり、更衣室の問題、制服の問題、さまざま、トイレの問題、いろんなことがあるかと思えますが、そういうところも人権教育も含めて配慮しながら教育活動を進めていきたい、また教員の研修、子どもたちへの指導、そのあたりも綿密に計画を立てながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 もう1点ですけども、年度末になってきているので、各学校で教育課程の編成の時期に入るかと思えますが、今日のこの主要施策等については、

学校にはどのような時期に、どういうことを重点的に伝達していこうとお考えですか。

統括指導主事。

○**小坂橋統括指導主事** 今日、こちらでご審議いただきまして、ご承認いただいた後、今年中に学校のほうには、特に校長先生が来年度の教育課程の編成方針等を立てながら、学校経営方針等を立てながら編成をされると思いますので、なるべく早い段階で通知という形でお知らせをしたいと考えております。また、新年、明けまして、1月の初めに校長会がございますので、そちらで来年度の重点等を含めまして、具体的な説明を校長会でお話をしてお伝えしたい、そのように考えております。

以上でございます。

○**鈴木委員長** わかりました。

関連してお尋ねですけれども、校長会で説明していただくのは当然ですけれども、各学校で教育課程編成の実際の任に当たる教務主幹ですか、そういう方々を対象にした説明会のようなものは、持つ予定はないのですか。

統括指導主事。

○**小坂橋統括指導主事** 1月14日に、副校長、それから教務主任を対象とした教育課程編成に当たっての説明会を計画してございます。具体的な来年度の方向性も含めまして、こちらの主要施策につきましても、学校のほうにご説明して、ぜひ教育課程の中に十分に反映されるようにということで、話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**鈴木委員長** 説明をして反映させるのが、今度、届けられますよね。その届け出のときに、説明した趣旨がしっかり盛られているかどうかというチェックをして届け出を受けるわけですか。

統括指導主事。

○**小坂橋統括指導主事** 教育課程編成に当たっての説明会が1月14日にありますので、2月の初旬には、まずは教育課程届の事前相談ということで、各学校が来年度の教育課程をこのように考えている、またはこのように実施をしていきたいという案の状態のものを、私ども指導室のほうにご提出をいただき、そこで実際に

お会いをしてご相談に乗る、またはこちらが疑問点についてはお答えするという
ことを、各学校ごとにお時間をとって行う予定であります。そちらを経まして、
また修正や追加などをしていただいた後、3月の初旬に実際の教育課程の届け出
ということで、こちらのほうでお預かりをするというような、そういう手順で進
めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 基本方針や主要施策については、社会教育部も学校教育部も一緒にな
ってつくっているわけですから、その趣旨が学校を通して一人ひとりの子ども
のところまで、教育活動で届けられるように、そのような緻密な計画と実践とチ
ェックをしっかりと行っていただきたいと思います。お願いします。

統括指導主事。

○小坂橋統括指導主事 計画を立てて終わりというのでは、やっぱり意味がないも
のでございますので、届けられた後も、また新年度になりましてからも、その教
育課程に沿って、しっかりと計画的な教育活動が推進されているかどうかにつき
ましては、指導主事も含めまして私たちのほうで、しっかりと学校の様子を拝見
させていただき、必要なことはまたお伝えをし、また学校と相談をしながらとい
うことで進めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 よくわかりました。よろしく申し上げます。

ほかございませんか。

教育長。

○真如教育長 4ページのところに、小中一貫教育の推進から読書、それから特色
ある教育活動、これ見ると「一斉」という言葉がいっぱい出ているのですがけれど
も、まず一斉に学校公開を実施するというのは、具体的にどのようなことを
想定しているのか、またこの「一斉」という言葉を、ここでいろんな部分に使っ
ているその指導室の思いというのは、どんなところにあるのかというのを聞かせ
てもらえますか。

○鈴木委員長 指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 今まで学校公開というものにつきましては、各
学校において、その教育課程の編成で、ここで学校公開を実施するというような

ことが決められていくわけですがけれども、一斉に学校公開をすることによって、その中学校区、どこに行っても、その小中一貫教育の進め方について、その日、その教育活動を見ることができ、その中学校区にお住まいの地域の方も、この小学校、この中学校、両方を見てみたけれども、なるほどというようなことが納得してもらえるかというような意味で、一斉に学校公開を同一の日に行ってもいいのかなという考えから、一斉に学校公開を実施したいというふうに考えました。こちらについては、教育の日やまとというようなところで、同一の日で実施するということも考えられますし、各中学校区において同一の実施というようなことも考えられるかと思いますが、まだそのあたりの方向については検討していくということになっておりますけれども、いわゆる一つ一つの学校が独自に公開をするというようなところから、ちょっと一歩進んで考えてみました。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第36号議案 平成28年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第6、第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成28年2月1日から、東大和市公共施設案内予約システムによる自動抽選を

実施することに伴い、東大和市公民館条例施行規則の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、自動抽選の実施により、「申込み」を「申請」に改める。使用の予約の特例について新設する。附則に、経過措置を追加したことなどであります。

詳細につきましては、社会教育部長よりご説明いたします。

以上でございます。よろしくご説明いたします。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。

なお、内容につきましては、議案の次に添付してございます東大和市立公民館条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第5号）の新旧対照表によりまして、ご説明をいたします。A4の横判ですね。こちらの新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

なお、説明につきましては、公民館の施設の申込みの手續の順番に応じて説明をしておりますので、新旧対照表のページが前後いたしますことを、あらかじめご了承くださいたいと思っております。

最初に、1ページをお開きください。

最初に下から2行目でございますが、第5条のタイトルでございます。申請書の提出にかかわる「申込み」という用語を「申請」と改めました。これにつきましては、予約システム上の予約入力にかかわる行為を抽選申込みといたしましたことから、これと区別するためでございます。

同様に、修正した箇所を申し上げます。

該当する箇所には網がけがしてございます。ちょっと網がけが薄くて恐縮でございますが、同様に「申請」という用語に変更した箇所につきましては、第5条の第1項ですね、同じページの一番下の右下ですけれども。

それと、1枚めくっていただきまして、2ページの第2項、そしてその下、第2項の第1号、(1)という「総会等」という文言から始まる場所の中でございますが、そこの中にもございます。

同じく、第2号、(2)の公開学習会に続く条文の中にも、「申請」の用語を

改正した箇所がございます。

そして、3ページになりまして、第6条ですね、そちらのタイトルのほうも、「申請」というふうに変えてございますし、その条文の中でも「申請」というふうに文言を改正しております。

同じく第7条の第1項ですね、その中にも変更箇所がございますし、同じく、4ページになりますが、一番下の第9条ですね、そちらと、あと最後に5ページになりますが、第10条の第1項のほうでも用語を変更してございます。

続きまして、4ページにお戻りいただきたいと思います。4ページでございます。

第8条、第8条は使用の予約の特例についての定めでございますが、第1項では、予約システムにより自動抽選を行い、その上で使用の予約ができるとしたものでございます。

その下の2項でございますが、抽選申込み期間についてであります。使用したい日の属する2月前の初日から14日までと、抽選のために申込み期間を定めました。

その下の3項につきましては、抽選日のことでございますが、14日の翌日であります15日、毎月15日に抽選をするということを明文化いたしました。

その下、第4項でございますが、当選した場合につきましては、改めて使用の予約を行うということを定めてございます。

その下、第5項につきましては、第7条の第2項で定めております災害時などの予約の取り消しについて、規定を準用するということを示しております。

続きまして、1ページにお戻りいただきたいと思います。

使用の申請についてご説明を申し上げます。第5条の第1項でございます。こちらでは、使用する際には、使用申請書を提出するということを定めました。

次に、2ページのほうに移りますが、第5条の第2項第1号、(1)に当たりますけれども、総会などのイベントや、第2号、これ(2)でございます。公開学習会で使用したい場合には、4箇月前から申請ができるわけでございますが、抽選の申込み期間におきましては、機械のシステム上、操作ができないことから、その期間を除くことといたしました。

また、第3号では、使用する場所につきまして、第1号の総会並びに第2号の

公開学習にそろえまして、「公民館の施設又は設備」という文言を記載いたしました。

3ページの第3項、第4項につきましては、後ほど説明をいたします。

3ページの第6条をご覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては申請の調整についてでございます。先ほど申し上げました第5条第2項第1号の総会などイベントに使用する場合や、第2号の公開学習会で使用する場合には、受付期間の初日に調整会議により調整をすることを定めたものでございます。

その下、第7条につきましては、使用の予約についてでございますが、第8条の抽選申込みや、第6条の調整会議以外に行うことができる随時予約について決めました。

次に、4ページに移りますけれども、第2項につきましては、文言の補足をいたしました。

すみません、飛びまして恐縮でございますが、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

3ページの上から4行目、第5条の第3項のご説明でございます。第5条第3項では、第7条の使用の随時予約をしている場合には、抽選期間でも申請できるということを定めたものでございます。

その下、第5条第4項では、抽選申込みした方が当選をし、使用の予約をした場合には、その日から申請できるということを決めました。

その次の4ページの第9条から第14条までは、条文の番号を変更し、1条ずつ繰り下げいたしました。

最後に、6ページの附則でございますが、第1項は、この施行の期日でございますが、この規則は、平成28年2月1日から施行いたします。

第2項は、経過措置でございますが、平成28年4月1日以後の使用に関する予約につきまして適用し、その前の使用の予約につきましては、改正前の規則によるということとしてございます。

第3項としましては、平成28年2月に行う抽選につきましてでございますが、こちら市民にとって初めての方法となりますことから、2月1日、月曜日、この日は職員がおりません。不在日でございます。また、2月2日は調整会議を行っておりますので、この日を避け、2月3日に実施することを定めたものでござい

ます。

規則の新旧対照表によります改正部分の説明は以上でございます。

非常にわかりにくいご説明で恐縮でございますが、本日、配付いたしました市民へのチラシ、こちらの裏側に今ご説明したことが、日にちを付してわかりやすくご説明ができますので、こちらで少しお話をさせていただきたいと思っております。

4月分の抽選申込み期間、抽選の申込みにかかわる時系列をご説明するものなのですが、上から見ていきますと、4月分の抽選申込み期間につきましては、抽選申込みの入力は2月3日から14日まででございます。

その下の抽選日は、2月15日、午前0時でございます。

その下の抽選結果確認及び予定日の確定につきましては、抽選の終わった後、2月15日から月末の29日までの間に行っていただくということでございます。

その下の随時予約につきましては、3月1日から利用したい日まで受け付けることができるということでございます。また、電話による随時予約の申込みにつきましては、ネット入力の普及のために1日遅れの3月2日から予約ができるということで整理をしてございます。

なお、入力できる時間につきましては、それぞれ市民の皆さま、お持ちのパソコンやスマホであれば、24時間、入力することが可能でございます。また、公民館の窓口でご用意をいたしますパソコンにつきましては、職員が対応できる火曜日から土曜日の午前9時から午後5時までといたします。

また、総会などの大きなイベントで中央公民館ホールを使用する場合や、公開学習会としてグループ会員以外にも参加できる講演会や体験会を実施する場合には、従前どおり4箇月前から調整会議及び窓口、電話で受付ができるということにしております。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第37号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第12回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時54分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 武石 修一郎